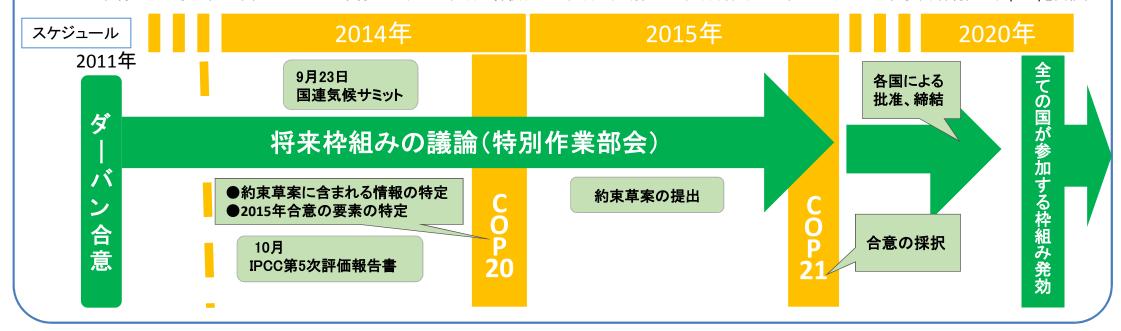
気候変動に関する国際交渉の状況

2020年以降の全ての国が参加する新たな法的枠組み

- ➤ 気候変動枠組条約[※]の特別作業部会において、2020年以降の全ての国が参加する新たな法的枠組みを、2015年のCOP21(フランス・パリ)で採択するために議論を実施中。
- ➤ COP19(ポーランド・ワルシャワ)において、全ての国が約束草案(削減目標等)をCOP21に十分先立ち示すことを招請。 ※国際的な地球温暖化対策の基盤となる条約として、1992年5月に採択、1994年3月に発効。2014年3月現在、195カ国・1地域が加盟。毎年、締約国会合(COP)を開催。



2020年までの取組

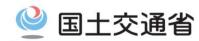
京都議定書

▶ 1997年のCOP3(京都)で採択、2005年2月発効。附属書 I 国(先進国及び市場経済移行国)に対し法的拘束力のある数値削減目標を設定。第一約束期間(2008~2012年)における日本の削減目標(1990年比6%減)については、目標を達成することとなる。第二約束期間(2013~2020年)については、日本は不参加。

カンクン合意

▶ 2010年のCOP16 (メキシコ・カンクン)で附属書 I 国は2020年の自主的な削減目標を、非附属書 I 国は削減行動を提出することが合意。日本はCOP19で2005年比3.8%減とすることを発表。

約束草案に関する動き



- 2013年のCOP19(ポーランド・ワルシャワ)において、2020年以降の枠組みについて
 - ① 全ての国が自主的に決定する約束のための国内準備を開始し、2015年のCOP21(フランス・パリ)までに 十分な時間的余裕をもって約束草案を示すこと
 - ② 約束草案を示す際に提供する情報については、 2014年のCOP20(ペルー・リマ)で特定すること 等が決定された。
- 2014年のCOP20(ペルー・リマ) において、約束草案を提出する際に示す情報(事前情報)については、参照値 (基準年等)、期間、対象範囲、カバー率等を内容とすることができることが決定された。また、各国の提出した 約束草案を事務局がウェブサイトに掲載するとともに、2015年11月1日までに各国の約束草案を総計した効果につ いての統合報告書を作成すること等が決定された。(「気候行動のためのリマ声明」(Lima Call for Climate Action))
- 2015年7月17日時点で、計19カ国・地域が約束草案を事務局に提出済み。主要国の排出削減目標等は以下のとおり。

主要国の温室効果ガス等排出削減目標(2015年7月17日時点)

	削減目標	目標年	基準年
EU	少なくとも40%減	2030	1990
メキシコ	25% 減 *	2030	対策無し ケース
米国	26-28%減	2025	2005
ロシア	25-30%減	2030	1990

	削減目標	目標年	基準年
カナダ	30%減	2030	2005
中国	60%-65%減 (GDPあたり)	2030	2005
韓国	37%減	2030	対策無し ケース
日本	26%減	2030	2013
	(25.4%減)	(2030)	(2005)

^{*} 温室効果ガスの他、ブラックカーボンを含む。